

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001,5050
規制改革事項	株式会社・有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ
提案地方公共団体等名	墨田区 企画経営室 企画・行政改革担当課 地域振興部商工担当 産業経済課
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 株式会社・有限会社の最低資本金額をアメリカなみに引き下げるなどの措置をされたい。
意見に対する回答	すでに回答したとおり、特区において最低資本金制度の例外を認めることは相当でない。 なお、イギリス、フランス、ドイツ等のヨーロッパ諸国や韓国などでも最低資本金制度があり、我が国と同程度の額を要求している。アメリカにおいては、最低資本金制度を廃止した州もあるが、日本とは、企業の情報開示制度、弁護士依頼に関する社会的実態、リーガルコスト(法的費用)の負担に関する考え方など法的制度、社会・経済的基盤が異なっており、アメリカで採られている制度であるからといって直ちに日本で採用することはできない。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001
規制改革事項	株式会社設立による最低資本金額の引下げ
提案地方公共団体等名	福島県商工労働部産業振興課
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 300万円程度の引下げであり、弊害は生じない。対象について県が絞り込みを行う可能性があるから規制緩和により弊害が生じない。
意見に対する回答	すでに回答したとおり、特区内で設立された会社の倒産による連鎖倒産等のおそれは、特区内で完結しない。すなわち、債権者保護を目的とする最低資本金制度の例外措置を設けることによる弊害は特区を超えて発生する可能性がある。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001
規制改革事項	株式会社設立に関する最低資本金額の引き下げ
提案地方公共団体等名	宮崎県商工観光労働部 工業振興課
意見の要点	<p>(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。)</p> <p>新事業創出促進法の改正による最低資本金の緩和については、大臣による事業実施計画の認定等が必要であるため、速やかな起業につながらないおそれもある。</p> <p>最低資本金の一律引下げについて再度の検討を。</p>
意見に対する回答	<p>すでに回答したとおり、特区において最低資本金制度の例外を認めることは相当でない。</p> <p>なお、新事業創出促進法の改正に係る部分については、同法を所管する経済産業省において現在検討中であるので、法務省において責任ある回答をすることはできない。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001
規制改革事項	株式会社設立に関する最低資本金額の引き下げ
提案地方公共団体等名	姫路市役所 産業局商工部産業振興課 兵庫県産業労働部科学・情報局産業技術室
意見の要点	<p>(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。)</p> <p>最低資本金制度の撤廃によりその弊害が特区外に広く及ぶかどうかは疑問。</p> <p>また、新事業創出促進法の改正により、最低資本金制度の特例措置を検討していることは、最低資本金制度撤廃の必要性が認識されているのではないか。</p> <p>特区で特例措置を認めた場合の効果や弊害について実証することも意味があるのではないか。</p>
意見に対する回答	<p>すでに回答したとおり、特区内で設立された会社の倒産による連鎖倒産等のおそれは、特区内で完結しない。すなわち、債権者保護を目的とする最低資本金制度の例外措置を設けることによる弊害は特区を超えて発生する可能性がある。</p> <p>そして、適切な代替措置を講じることも困難であるから、構造改革特区の考え方のネガティブリスト中の「直接的な影響が特区内で完結せず代替措置が困難なもの」に該当し、特区制度の対象とすることは不適當である。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001
規制改革事項	株式会社・有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ
提案地方公共団体等名	青森県農林水産部農林水産政策課
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 地域特産の農産物を利用した食料関連の起業化を促進するため、株式会社・有限会社設立に関する最低資本金額の引下げの再検討をお願いしたい。
意見に対する回答	すでに回答したとおり、特区において最低資本金制度の特例を認めることは不適當である。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001,5050
規制改革事項	株式会社および有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ
提案地方公共団体等名	群馬県商工労働部工業振興課
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) ベンチャー企業の創出支援は、喫緊の課題である。最低資本金は、そのネックとなっているので、法律改正の前に、特区の地域で、先行して実施することができないか。
意見に対する回答	最低資本金制度の例外措置を設けることによる弊害は都区内で完結しない。したがって、厳しい代替措置を講じた上全国的な制度として例外措置を認めることの是非はともかく、特定の地域に限って例外措置を認めることは相当でない。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001,5050
規制改革事項	株式会社および有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ
提案地方公共団体等名	静岡県商工労働部企画経理室
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 新事業創出促進法の改正法案により本県の提案の趣旨が実現可能かどうかについて検討願いたい。
意見に対する回答	同法を所管する経済産業省に問い合わせられたい。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001,5050
規制改革事項	株式会社および有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ
提案地方公共団体等名	富山県経営企画部総合政策課
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 新事業創出促進法の改正にて要望を充たすために何が求められるのか等、詳細を明らかにしてほしい。 本県の提案が実現されるのか明らかにしてほしい。
意見に対する回答	同法を所管する経済産業省に問い合わせられたい。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001,5011,5050
規制改革事項	株式会社・有限会社設立に関する最低資本金額の引き下げ 取締役会の機動的運営
提案地方公共団体等名	宮城県企画部情報産業振興室 宮城県土木部臨空地域整備推進課，宮城県産業経済部産業技術振興課
意見の要点	<p>(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。)</p> <p>IT関連のベンチャー企業などは最低資本金の引下げに伴う対外的信用が著しく低下するなどの弊害はないと思われるがどうか。</p> <p>特区の優位性確保のため，特区内での起業に当たっては，無条件あるいは地域の特性にあった業種である場合には新事業創出促進法の認定事業者と同等の優遇措置を適用することも考えられるので，検討願いたい。</p> <p>新事業創出促進法の改正による最低資本金制度の5年間猶予については，一定の代替措置のもとでの前提条件があるが，これがないことが望ましい。また，本件の目指す特区の特性に鑑み，5年間の猶予では足りない場合も想定されるので，併せて対応の検討も必要である。</p> <p>取締役会制度につき，会社の規模，態様にかかわらず一律に規制を行う必要があるのか疑問。ベンチャー企業など設立間もない小規模な会社については所有と経営とが一体になっているから取締役の監督機能の確保のための規制は緩和し得ると考えられるがどうか。</p>
意見に対する回答	<p>最低資本金制度は，会社債権者保護のために設けられているものであり，最低資本金制度の例外を認めることによる弊害は，債権者保護の観点から議論されているものである。</p> <p>新事業創出促進法に係る意見については，同法を所管する経済産業省に対して述べられたい。</p> <p>すでに回答したとおり，取締役会の形骸化をまねくおそれが強く，例外を認めるのは相当でない。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001
規制改革事項	株式会社設立に関する最低資本金額の引下げ
提案地方公共団体等名	山形県商工労働観光部産業政策課
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 平成14年臨時国会に最低資本金制度の5年間適用猶予に関する法案を提出する予定とのこと。本件提案に係る「超精密技術集積」に向けた具体的な事業について平成15年度から着手する予定であり、それまでの間に引下げが図られるようお願いしたい。
意見に対する回答	指摘されている法案は、経済産業省が検討している新事業創出促進法のことと解される。同法を所管する経済産業省に意見を述べられたい。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5001,5050
規制改革事項	株式会社・有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ
提案地方公共団体等名	山梨県商工労働観光部工業振興課
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 新事業創出促進法の改正により最低資本金制度の適用を5年間猶予することのこと。適用対象を広げるなど更なる緩和を検討願います。
意見に対する回答	同法を所管する経済産業省に意見を述べられたい。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5002
規制改革事項	商法上の新しい会社形態の追加
提案地方公共団体等名	東大阪市経済部経済企画課
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) LLC型組織につき何らかの枠組みを用意することで、その組織形態が他地域に受け入れられないか再度検討して頂きたい。
意見に対する回答	合理的かつ健全な事業組織形態の在り方について全国的な制度として検討することはともかく、特定の地域に限って新しい会社形態を作ることにはできない。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5050
規制改革事項	有限会社設立に関する最低資本金額の引き下げ
提案地方公共団体等名	福岡県商工部新産業・技術振興課
意見の要点	<p>(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。)</p> <p>新事業創出促進法の改正による規制改革が全国一律での実施を検討しているのであれば、特区において先行実施されるようお願いしたい。</p> <p>また、本件が育成しようとしているバイオベンチャー等は長期の成長プロセスを必要とするから、より長期の適用猶予期間が望ましい。</p> <p>については、特区内企業については、より長期間にわたる最低資本金制度の撤廃をお願いしたい。</p>
意見に対する回答	<p>新事業創出促進法に係る意見は、同法を所管し、現在改正を検討している経済産業省に対して述べられたい。</p> <p>特区内において最低資本金制度の特例を認めることについては、すでに回答したとおり、不適當である。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5004
規制改革事項	インターネットによる公告掲載の容認
提案地方公共団体等名	宮城県企画部情報産業振興室
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) インターネットによる公告掲載について、特区内で試験的・先行的に実施できないか検討願いたい。
意見に対する回答	インターネットによる公告は、新たな公告制度の導入であり、技術的な問題の検討や、多数の関係者の意見の調整が必要であるから、平成15年の秋より早い時期に制度の具体的内容を確定することは不可能である。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5007
規制改革事項	株券不発行会社の許容
提案地方公共団体等名	宮城県企画部情報産業振興室
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 株券の不発行制度の導入につき、特区内で先行的に実施できないか検討願いたい。
意見に対する回答	株券不発行会社を許容するためには、新たなシステムの構築が必要であり、技術的な問題の検討や、多数の関係者の意見の調整が必要であり、平成15年の秋より早い時期に制度の具体的内容を確定することは不可能である。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5060,5065
規制改革事項	破産法制の見直し
提案地方公共団体等名	宮城県産業経済部産業技術振興課・大阪府企画調整部企画調整室総合調整課・山梨県商工労働観光部工業振興課
意見の要点	<p>(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者の再チャレンジの可能性を確保する観点から、特区において実現できないか、なお検討いただきたい。特に、特区において実験を行うべきである。</li> <li>・ 全国ベースで実現させるように検討していただきたい。</li> </ul>
意見に対する回答	債権者間及び債務者間で全国的に不均衡が生じ、かえって、特区における債務者への融資が円滑に行われなくなる可能性も考えられるなど、経済的な混乱が生ずるおそれがある。また、実験的に試みる性質の制度とはいい難い。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5020
規制改革事項	登記のオンラインによる一括申請
提案地方公共団体等名	宮城県
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 特区内で、試験的・先行的に実施できないか検討願いたい。
意見に対する回答	オンラインによる登記の申請並びに本店及び支店の登記の同時申請(一括申請)は、平成16年度中の実施に向けシステムの検討等を行っているものであるため、試験的・先行的に実施することは困難である。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5400
規制改革事項	本庁舎以外で行っている市民課窓口業務のうち戸籍謄抄本の交付事務の民間委託化及び交付時間の規制緩和
提案地方公共団体等名	東京都三鷹市
意見の要点	(地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 三鷹市では個人情報保護条例を制定しており、個人情報を漏らした者には罰則規定も設けていることから、民間委託をしても適正に個人情報が保護される。
意見に対する回答	戸籍謄抄本の交付については、請求書にその請求事由を記載させなければならず、当該事由が不当であると市区町村長が判断した場合には不交付処分をすることとなる。当該処分は戸籍法第118条の不服申立の対象となる市区町村長の行う行政処分となる(もちろん、交付処分も行政処分である)。このような行政処分を民間業者に行わせることは相当ではないと考える。つまり、罰則規定を設けていることから個人情報が保護されるか否かの問題ではなく、そもそも行政処分を民間業者に行わせることが適切ではないと考えているものである。 また、除籍謄抄本については、戸籍法により交付請求できる者の範囲が限定されているが、これは昭和51年の戸籍法改正の際に、国民からのプライバシー保護の要請を受けて盛り込んだ規定であり、いかに個人情報保護が図られているとしても、公務員でない民間業者が、個人情報の最たるものである戸籍情報を自由に扱えることとなることに国民の同意が得られるか疑問であり、法務省として直ちに要望を認めることはできかねる。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5100
規制改革事項	外国人向け専門サービス業（弁護士）の外国人への開放 外国法事務弁護士となるための「法務大臣の承認」要件の緩和
提案地方公共団体等名	新潟県
意見の要点	<p>（地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。）</p> <p>特区内企業のニーズは、主として進出予定地・進出先（外国）に関する法律相談、訴訟事務を想定していることから、法的紛争が特区外に影響を及ぼすことはないのではないか。</p> <p>特区内に在住する個人及び特区内に立地する企業・団体等に対するサービスのみを容認する資格を特区管理者又は自治体の長が与える（承認・届出・登録など）こととすることにより弊害は担保しうるのではないか。</p>
意見に対する回答	<p>提案主体の想定する、外国にある進出予定地・進出先に関する法律相談、訴訟事務であっても、当事者は国内の特区内企業であることから、関係者、対象物等については、特区外に及ぶおそれは否定できない。また法的紛争の相手方が外国であったとしても、事案の発生地、関係者の国籍、対象物の所在地、適用法等によって広がりを持つ法的紛争の性質に照らせば、必ずしもその影響が国内に及ばないとは言いきれない。逆に、提案される特別な外国法事務弁護士とも言うべきものの職務範囲を特区外に及ばないものにだけ限定する制度設計にすると法律事務の性質から来る場所的な広がり（当事者が認識していないが、ある契約案件に特区外の利害関係人がいる場合など）からして、当該外国法事務弁護士の職務範囲についての予測可能性を欠き、利用者にとっても、また当該外国法事務弁護士にとっても、およそ使い勝手の悪い制度になる可能性がある。</p> <p>外国法事務弁護士は、司法制度の一つとして全国統一的な資格制度であり、法務大臣が諸外国の弁護士制度についての理解を前提としつつ、能力担保のための職務経験要件を審査するなど行っているものであるところ、一種の弁護士資格である外国法事務弁護士の資格審査権を特区管理者又は自治体の長に与えることの合理性に疑問がある上、審査する体制を整備しうるのかとの問題も残る。また、外国法事務弁護士は弁護士と同様、日本弁護士連合会の特別会員として同会の監督</p>

	<p>に服するところ、特区管理者等の承認による外国法事務弁護士を想定する場合、どのように監督していくのか制度設計が困難と考えられる。なお、現在、法務大臣の承認の基準となっている要件は、現時点では能力担保のための最低限の要件である上、その充足も困難ではない。また承認は、通常、申請から約2か月程度で処理されていることから、当該要件を敢えて緩和しなければ迅速性に欠けるという事実もない。</p>
<p>担当省庁名</p>	<p>法務省</p>

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5100
規制改革事項	外国人向け専門サービス業（弁護士）の外国人への開放 外国法事務弁護士となるための「法務大臣の承認」要件の緩和
提案地方公共団体等名	新潟県
意見の要点	<p>（地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。）</p> <p>特区内企業のニーズは、主として進出予定地・進出先（外国）に関する法律相談、訴訟事務を想定していることから、法的紛争が特区外に影響を及ぼすことはないのではないか。</p> <p>特区内に在住する個人及び特区内に立地する企業・団体等に対するサービスのみを容認する資格を特区管理者又は自治体の長が与える（承認・届出・登録など）こととすることにより弊害は担保しうるのではないか。</p>
意見に対する回答	<p>提案主体の想定する、外国にある進出予定地・進出先に関する法律相談、訴訟事務であっても、当事者は国内の特区内企業であることから、関係者、対象物等については、特区外に及ぶおそれは否定できない。また法的紛争の相手方が外国であったとしても、事案の発生地、関係者の国籍、対象物の所在地、適用法等によって広がりを持つ法的紛争の性質に照らせば、必ずしもその影響が国内に及ばないとは言いきれない。逆に、提案される特別な外国法事務弁護士とも言うべきものの職務範囲を特区外に及ばないものにだけ限定する制度設計にすると法律事務の性質から来る場所的な広がり（当事者が認識していないが、ある契約案件に特区外の利害関係人がいる場合など）からして、当該外国法事務弁護士の職務範囲についての予測可能性を欠き、利用者にとっても、また当該外国法事務弁護士にとっても、およそ使い勝手の悪い制度になる可能性がある。</p> <p>外国法事務弁護士は、司法制度の一つとして全国統一的な資格制度であり、法務大臣が諸外国の弁護士制度についての理解を前提としつつ、能力担保のための職務経験要件を審査するなど行っているものであるところ、一種の弁護士資格である外国法事務弁護士の資格審査権を特区管理者又は自治体の長に与えることの合理性に疑問がある上、審査する体制を整備しうるのかとの問題も残る。また、外国法事務弁護士は弁護士と同様、日本弁護士連合会の特別会員として同会の監督</p>

	<p>に服するところ、特区管理者等の承認による外国法事務弁護士を想定する場合、どのように監督していくのか制度設計が困難と考えられる。なお、現在、法務大臣の承認の基準となっている要件は、現時点では能力担保のための最低限の要件である上、その充足も困難ではない。また承認は、通常、申請から約2か月程度で処理されていることから、当該要件を敢えて緩和しなければ迅速性に欠けるという事実もない。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5200
規制改革事項	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での投資・経営等)
提案地方公共団体等名	京都府, 愛媛県
意見の要点	手続の簡素化について, 具体的に示されたい。
意見に対する回答	特区制度の実施に伴い, 対象となる特区に係る外国人からの入国・在留諸申請については, 審査を担当する地方入国管理局において, 特に迅速な許可が行われるように, 他の案件と区別して優先的に処理する体制を整えることを検討する。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5200, 5201
規制改革事項	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での投資・経営等)
提案地方公共団体等名	岡山市
意見の要点	<p>研修と技能実習を一体として実習研修とすること又は研修の在留資格についても資格外活動許可を認めることについて検討されたい。</p> <p>また、農業全般を技能実習の対象としていただきたい。</p> <p>さらに、技能実習生については、最低賃金の適用を除外していただきたい。</p> <p>加えて、5年間の在留期間を認めていただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>本件要望は、要するに研修から技能実習への移行手続をなくし、かつ、労働者として最低賃金の適用を受ける権利を認めることなく外国人を就労活動に従事させようとするものであると解される。まず、技能実習制度は、研修によって一定の技術レベルに達したことを条件として雇用関係の下での技術等の向上を図ることを目的とするものであり、この制度の趣旨から、研修から技能実習へ移行する際に技術レベルを確認するプロセスを廃止することはできない。また、外国人の権利保護の観点から、雇用関係にある外国人に、最低賃金を含め正当な労働者としての権利を認めることは当然のことであり、こうした労働者としての権利を認めないような形で外国人を就労活動に従事させることは極めて不適当である。</p> <p>研修生の資格外活動については、そもそも研修生は決められた研修計画に基づいて技術等の修得を行うことを目的とする者であり、通常の研修を前提とすれば、資格外の就労活動に従事するという自体、制度の趣旨に反するものである。</p> <p>技能実習職種の拡大については、送出し側のニーズを第一に考えて、全国一律の適用を前提として検討していくこととしたい。</p> <p>滞在期間の長期化は、それにより、許可手続時点で正規在留を偽装した者の滞在期間をノーチェックで延長させることとなり、偽装滞在の増加という問題を生じさせるおそれがある。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5200
規制改革事項	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での投資・経営等)
提案地方公共団体等名	青森県
意見の要点	「農業に関する労働」を在留資格に追加することを要望する。 資格外活動の時間制限の緩和を要望する。
意見に対する回答	<p>我が国の外国人労働者に関する基本方針は、現時点においては、外国人労働者については専門的・技術的分野の労働者のみを受け入れるというものであり、これは農業分野であっても変わりはないことから、「農業に関する労働」という、農業一般が対象となるような活動分野に外国人労働者の受入れを認めることはできない。外国人労働者の受入れ範囲に関する問題は、我が国社会全般に大きな影響を及ぼすものであることから、具体的なニーズを確認した上で、どのような専門性を有する外国人を、どの範囲まで受け入れるのかを慎重に決定していく必要がある。したがって、このような外国人労働者の受入れに関する措置を、実験的手法としての特区制度の中で行うことは不適當である。</p> <p>なお、資格外活動許可について週28時間以内で包括的な許可を行っているのは留学生のみである。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5200
規制改革事項	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での投資・経営等)
提案地方公共団体等名	大分県
意見の要点	特例措置の下で入国・在留許可を受けた外国人が他の地域に移動することを規制する必要はない。
意見に対する回答	特区構想の本来の目的は、特区内に限って規制を緩和することにより、地域活性化の起爆剤とすることにあるものと理解している。特例措置の下で入国・在留許可を受けた外国人が他の地域に移動することを規制する必要はないということであれば、特区制度の趣旨と適合しない。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5201
規制改革事項	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長)
提案地方公共団体等名	福岡県, 神戸市
意見の要点	更新等の手続が負担になっているため, 特区内の企業で働く外国人の在留期間を「3年」に統一願いたい。
意見に対する回答	「研究」等の就労可能な在留資格に係る在留期間の決定については, 短時間のうちに在留状況等を確認する必要があるような問題がある案件を除き, 原則として法務省令で定める在留期間のうち最長の在留期間(3年)を決定する取扱いとしており, 今後も, この方針の更なる徹底を図っていくこととしたい。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5 2 0 1
規制改革事項	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長)
提案地方公共団体等名	茨城県
意見の要点	つくばへの入国管理局出張所の設置や定期的な臨時窓口の開放を要望する。
意見に対する回答	出張所の設置等については、限られた行政資源の中で業務量や地域的条件等を勘案して全国的かつ総合的な観点から行っており、特区構想の中に組み込むことは適当ではない。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5202
規制改革事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
提案地方公共団体等名	北九州市, 宮城県
意見の要点	<p>外国人の「技能」の在留資格要件(審査基準)のうち実務経験要件の年数短縮について再考願いたい。</p> <p>また、外国人の他の地域への移動については、活動の場所を特区内に限定するために、外国人の就業状況について自治体が適時チェックする等の措置を執ることにより、対応できるのではないかと。</p>
意見に対する回答	<p>外国人労働者の受入れについては、現時点においては、専門的、技術的分野の外国人労働者のみを受け入れるとする政府方針が定められており、上陸許可基準はこの政府方針を踏まえ、日本の経済社会と国民生活への影響等を考慮して、関係省庁と協議した上で定めているものである。したがって、当該基準の緩和の可否は、我が国に受け入れる外国人の専門性をどのレベルに設定すべきか、また、どの位の規模で外国人労働者を受け入れるべきかについて、国民的コンセンサスを得た上で判断されるべきであり、実験的手法である特区制度には馴染まない。</p> <p>また、外国人の他の地域への移動については、問題は、外国人が条件違反を行った際の措置であるが、入管法上は、いったん在留資格・在留期間を付与された外国人は、その在留期間の間は、滞在先や活動先を変更しても合法的に滞在を継続することが可能な仕組みとなっており、仮に特区外への移転を理由に特例措置の効果を消滅させようとするれば、移転を理由として在留資格を取り消すなどの措置を執る必要があるが、このような形で外国人の移動や転職の自由を制約することの相当性の問題、これを実施するための担保措置の問題、会社が倒産するなど本人の責に帰さない事由により活動を中止した場合の対応の問題等から、これを実現することは困難である。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5202
規制改革事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
提案地方公共団体等名	福岡県
意見の要点	特区内の指定区域内に一定以上の不動産を所有していれば、当該所有をもって投資として、「投資・経営」資格の要件を満たすこととしていただきたい。
意見に対する回答	「投資・経営」の在留資格の投資規模に関する要件については、事業所として使用する施設の確保にかかる経費も投資額として扱っているところであり、これが500万円以上であれば、当該投資規模に関する要件を満たすことができる。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5202
規制改革事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
提案地方公共団体等名	福岡県
意見の要点	留学生に就職活動を目的として卒業後1年以内の滞在を認めることに関し、公的機関が身分保証を含めた支援措置を講じることによって対応可能ではないか。
意見に対する回答	<p>入管法が採用している在留資格制度は、外国人が本邦において行うことが認められる活動を類型化して在留資格として定め、各在留資格ごとに受け入れるための要件を定めて、外国人の入国・在留を管理するというものである。したがって、大学等を卒業した外国人が「留学」の在留資格で在留することは適当ではなく、留学生が卒業後も日本に在留を希望する場合には、卒業後の在留活動に適合する在留資格に変更することが必要である。</p> <p>なお、現在の情報化社会において就職活動は海外においても可能であり、就職活動のみを目的とする外国人に1年間もの滞在を認めることについて、その相当性に疑問がある上、これが不法就労目的に利用されるおそれもある。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5202
規制改革事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
提案地方公共団体等名	福岡県、神戸市、兵庫県
意見の要点	「企業内転勤」の在留資格の勤務実績要件(1年以上)の緩和を検討されたい。
意見に対する回答	<p>そもそも「企業内転勤」の在留資格に係る上陸許可基準は、対象となる外国人が、同一企業等内の転勤者として、我が国の事業所において限られた期間勤務するものである点を考慮して、「技術」や「人文知識・国際業務」の在留資格において定められているような学歴要件や経験要件を課すことなく、1年以上の勤務実績のみを問う特例的なものである。</p> <p>この勤務実績要件は、当該企業の業務に関する専門的知識を持たない新規従業員を本邦に転勤させることを防止する等、転勤者としての適格性を担保するための必要最低限の要件であることから、緩和は適当ではない。</p> <p>なお、勤務実績が1年未満の者であっても、大卒等の要件を満たす場合に、「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格により入国・在留することが可能である。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5202
規制改革事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
提案地方公共団体等名	神戸市
意見の要点	「投資・経営」の在留資格のうち投資規模要件について、「投資額が年間500万円以上」とする目安について、規定を明確に整備していただきたい。
意見に対する回答	法務省ホームページなどで上陸許可基準を定めた法務省令の規定の解釈を明らかにしているところである。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5202
規制改革事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
提案地方公共団体等名	静岡県
意見の要点	「投資・経営」の在留資格の投資規模要件について、「500万円以上」とする根拠を示されたい。
意見に対する回答	我が国における2人以上の従業員を雇用する規模の企業の設立・維持に必要とされる金額及び諸外国における投資目的の外国人を受け入れる際の投資規模の基準等を参考としたものである。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5202
規制改革事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
提案地方公共団体等名	兵庫県, 横浜市
意見の要点	「投資・経営」の在留資格について, 常勤雇用が2人以上とされる条件の緩和を検討されたい。
意見に対する回答	「投資・経営」の在留資格の要件のうち, 投資の規模に関しては「2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模」とされているところ, 2人以上の従業員を雇用していない場合でも「新規事業を開始しようとする場合の投資額が年間500万円以上」であればよいこととしている。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5202
規制改革事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
提案地方公共団体等名	横浜市
意見の要点	外国人留学生の卒業後の起業を支援するため在留資格要件の緩和について再考されたい。
意見に対する回答	留学生が起業する場合には、「投資・経営」の在留資格に係る要件を満たす必要があるところ、当該在留資格に係る要件は、わが国で安定的に事業を営むことが見込まれる外国人を受け入れることを目的として設けられている。したがって、このような要件を満たすことができない外国人の受入れを促進することが、特区の経済活性化に寄与するとは考えられない。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5 2 0 2
規制改革事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
提案地方公共団体等名	長崎県
意見の要点	「医療」の在留資格について、医師の確保が困難な離島において、日本の医師免許を有する外国人医師が、診療所に加え、病院に勤務できるようにすることができる特例措置を検討されたい。
意見に対する回答	本件については、まず医療業務を所管する省庁においてその必要性が検討されるべきであると考えられ、その意見を踏まえて検討してまいりたい。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5202
規制改革事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
提案地方公共団体等名	宮城県
意見の要点	「家族滞在」の在留資格で在留する者について資格外活動許可をとらずに外国語能力を活用した職につくことにつき検討されたい。
意見に対する回答	「家族滞在」の在留資格は、我が国で就労や勉学に従事する外国人の扶養を受ける外国人を受け入れるための在留資格であり、学歴や経験等の能力に関する要件を課されることなく我が国への入国・在留が認められている。このような外国人が何ら規制されることなく就労活動に従事することは、現時点においては、専門的・技術的な外国人労働者しか受け入れないという我が国の基本政策に反し、さらに、「扶養を受ける」という当該在留資格の趣旨にも合致しないものである。他方、専門的な知識・技術を有する外国人配偶者は、上陸許可又は在留資格変更許可により、就労可能な在留資格を取得して我が国で当該専門的知識・技術を要する業務に従事することが可能であり、また、「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人配偶者も、資格外活動許可を受けることによって就労が可能である。さらに、特区制度が導入された場合には、同制度の対象となる外国人からの申請については、他の申請から区別して特に迅速な処理を行う体制をとることを検討している。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5 2 2 0
規制改革事項	在留資格変更手続きの簡素化
提案地方公共団体等名	兵庫県
意見の要点	特区内における入国・在留諸申請の迅速な処理体制の具体的内容を明らかにされたい。また、特区内における先行的な手続きの簡素化を検討されたい。
意見に対する回答	特区制度の実施に伴い、対象となる特区に係る外国人からの入国・在留諸申請については、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な許可が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する体制を整えることを検討しているが、事務処理人員が限定されており、特区に指定される地方自治体の数等によって具体的な措置の内容は変更され得ることから、現時点において具体的に述べることはできない。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5 3 4 2
規制改革事項	外国学生の実習にかかる特定活動ビザ取得要件の緩和
提案地方公共団体等名	京都府, 大阪府, 奈良県
意見の要点	「全国的に対応」となっているが、規制緩和の内容が不明確であり、また、具体的な対応時期が明確でないので、「特区」において先行実施できるように検討されたい。
意見に対する回答	外国人学生が企業で実習することに係る条件の緩和については、具体的に受入れ条件等を確認した上で慎重な検討を行い、緩和の可否、また緩和する場合にはその具体的許可要件を決定する必要がある。特区における先行的な実施については、特区において特例措置を設けたとしても、当該措置の下で入国・在留の許可を受けた外国人が他の地域に移動することを規制することはできず、特例措置の効果を地域的に限定することは困難であるので、特区のみ規制緩和措置を先行実施することは困難であり、むしろ、検討の結果により可能であると判断される場合は、全国において同様の措置を実施すべきものと考えられる。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	5 3 4 3
規制改革事項	留学生がアルバイトをする際の時間制限の緩和
提案地方公共団体等名	札幌市
意見の要点	留学生がアルバイトをする際の時間数について、「個別の申請に基づいて1週間28時間を超える就労を認める取扱いも行っている」との回答だが、多くの研究者はその事実を知らないため、申請から決定まで簡単・迅速に行われるよう、基準・手続を示されたい。
意見に対する回答	留学生のアルバイト活動については、「留学」の在留資格の目的である、学業に支障のない範囲での就労を認めることとし、包括的に1週28時間(長期休業期間にあつては1日8時間)以内の就労活動を認めているところであるが、この範囲を超える就労を行おうとする場合は、当該申請に係る就労活動が、本来行うべき活動の遂行を阻害しない範囲内(入管法第19条第2項参照)のものであるか否かを個々に判断することとなる。
担当省庁名	法務省